

CONTENTS

- 企業法務コラム 退職後の競業に関する落とし穴
- 顧問チャット活用事例 けんかと労災に関するご相談
- グレイス・ニュース 入所のご挨拶

TOPICS  企業法務コラム

## 退職後の競業に関する落とし穴

弁護士  
諸町 俊貴



これまで共に業務を行ってきた役員や労働者が退職した後、競業を行うことがございます。退職後の競業は自由競争の範囲内であるとして原則違法とはなりません。①競業禁止義務特約がある場合や②特約がなくとも自由競争の範囲を逸脱する競業は不法行為となり、損害賠償の対象となりえます。

競業禁止義務特約は広く設定しておけば一安心と考える方が多くみられますが、実際は真逆の結論を招きます。すなわち、競業を制約しすぎると職業選択の妨害とみなされて無効と解する余地が生じてしまうため、むしろ必要最低限の範囲に留めておく方がよい場合もございます。

危険な規定例としては、①労働者等の退職の自由を奪う目的である場合、②アルバイト・パートにまで競業禁止義務を課している場合、③競業禁止の期間が5年な

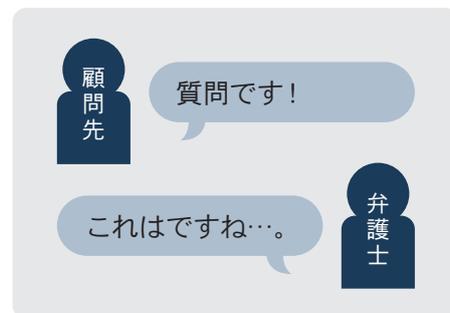
ど長期に過ぎ、地域・業種の特定がない場合、④競業禁止義務の範囲が広範であるのに代償措置が全くない場合等になります。

また、特約がないとしても信義に反する競業を行うと、自由競争の範囲を逸脱しているとして、巨額の損害賠償が認められる場合があります。例えば、不意打ちで従業員の大半を引抜き会社に多大なる損害を負わせたときや、会社の営業秘密を用いて競業を行うときが当たります。

独立後どこまで競業を行ってよいのか、または自社の利益を守るためにどこまで、競業を制限すべきか。これらは経営上、非常に悩ましい問題です。お悩みの際は、是非お気軽にご相談ください。

## オンライン相談 「顧問チャット」

弁護士法人グレイスでは、「Chatwork®」を導入し、顧問先の皆様と繋がっています。チャットなので時間を気にすることなく、いつでも相談事項を送信することができます。チャットルームには企業法務を担当する弁護士が入室しており、質問にお答えしています。



### はじめての顧問チャット 開通までのかんたん3ステップ

STEP

1

#### アカウントの作成

右のQRコードからご自身のアカウントを作成してください。



[https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre\\_register.php](https://www.chatwork.com/service/packages/chatwork/pre_register.php)

STEP

2

#### グレイス事務局へ連絡

①登録メールアドレス、②チャットワークIDをグレイス事務局へメールでご連絡ください。※連絡先メールアドレス: [kigyo@grace-law.jp](mailto:kigyo@grace-law.jp)

STEP

3

#### グループチャットルーム開設

グレイス事務局が顧問先様専用グループチャットルームを作成します。顧問先様からのチャットでのご質問に対応するほか、グレイスからのお知らせ等もご連絡いたします。



「顧問チャット」を現状で導入されていない顧問先様におかれましては、ぜひ導入をご検討ください。

「顧問チャット」は、顧問料をお支払いいただいているすべての顧問先様にご利用いただけるサービスです。

## 顧問チャット活用事例



いつでも気軽に弁護士に相談できる「顧問チャット」で  
いただいた興味深い内容をご紹介します。

vol.  
59

## けんかと労災に関するご相談



相談者  
X社様

当社は、建設業を営んでいるのですが、業務時間中に従業員同士が殴り合いのけんかをして、一名が顔面骨折等の傷害を負いました。けんかの原因は、業務とは無関係の私的怨恨にあるようです。

怪我をした従業員からは、労災の申請をしてほしい旨連絡を受けたのですが、けんかで負傷した場合も労災になるのでしょうか。

けんかの原因やけんかに至る経緯によっては、労災になる可能性があります。労災として認められるためには、①業務遂行性と②業務起因性が認められる必要がありますが、本件は業務時間中の負傷ということなので、①は認められそうです。②については、厚生労働省の通達では「他人の故意に基づく暴行によるものについては、当該故意が私的怨恨に基づくもの、自招行為によるものその他明らかに業務に起因しないものを除き、業務に起因する」「ものと推定することとする」とされています。そうすると、業務中のけんかが業務をきっかけとするものであれば労災と認められる可能性が高そうですが、本件のように業務とは無関係の私的怨恨きっかけとしている場合は、「故意が私的怨恨に基づくもの」にあたり、労災が認められる可能性は低いといえます。



回答した弁護士

弁護士  
永瀨 友也

## | 入所のご挨拶

弁護士  
菅原 崇

出来ることならば、医者と弁護士には世話になりたくないものだと思います。しかし、いざ問題が生じたときや先行きに不安があるときには不可欠な存在であり、頼りになる人を選びたいと思われることでしょう。

弁護士は職業柄、安全策を示しがちです。それは依頼者様の利益を守る上でとても大切なことなのですが、反面で「できない理由」の羅列に終始しがちなのも事実です。

しかし、ビジネスの世界では、そのような姿勢ではチャンスを逃してしまいます。私は、皆様に頼っていただける、「できる理由」を探す弁護士でありたいと考えています。

本音をお話してください。私も、本気でお応えします。

顧問先の皆様に新たな顧問サービスをご提供します

# 役員任期満了 お知らせサービス

無償

当事務所が貴社の役員の方々の任期を管理し、任期満了前に事前にお知らせするサービスです。

- 役員任期満了時期が把握できていない
- 役員再任登記を怠ったことがある  
(注：100万円以下の罰金になることがあります)



※1 登記手続は含まれません。ただし有償でお引き受けすることはできません。

※2 当サービスをご利用いただく場合は、貴社の定款をご提供していただきます。

全ては依頼者の最大の利益の為に  
契約書、債権回収、労務問題、会社法の相談、また、事故や離婚の相談なども幅広く対応します。

NEW

企業法務部専用ダイヤル  
法律相談のご予約はこちら!



0120-77-9014

※これまでのフリーダイヤル 0120-100-129 にも繋がります。

受付時間：平日9:00～18:00

※緊急案件については土日でもご対応  
できる場合があります



弁護士法人グレイス  
mail: info2@grace-law.jp  
https://gracelaw.jp/

〈東京事務所〉  
〒105-0012 港区  
芝大門 1-1-35-4 階  
Tel 03-6432-9783

〈神戸事務所〉  
〒651-0088 神戸市  
中央区小野柄通 5-1-27-2 階  
Tel 078-862-3764

〈福岡事務所〉  
〒812-0011 福岡市  
博多区博多駅前 4-2-1-7 階  
Tel 092-409-8603

〈熊本事務所〉  
〒860-0801 熊本市  
中央区安政町 8-1-6-4 階  
Tel 096-245-7317

〈鹿児島事務所〉  
〒890-0046 鹿児島市  
西田 2-27-32-4-7 階  
Tel 099-822-0764

〈長崎事務所〉  
〒850-0033 長崎市  
万才町 7-1-8 階  
Tel 095-895-5557